

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>「中国」。尖閣、東京の小笠原領海内での「さんご泥棒」、観光地でのホテル宿泊でタオルや洗剤の持ち帰り泥坊、トイレの汚しほうだい。「中国地方」。以前から思っていたがこの名称は変えるべきだ。小学校から反日教育に凝り固まった「中国」、敵性国家の名称は誤解を与える。関西には朝鮮系、中国系の人間が多いので裏で(結婚して日本人名を名乗る)中国人が画策し、中国地方となったのかもしれないが、「瀬戸」地方、「西海」地方などもっと日本的な呼称にすべきだ。中国地方以外の人にとって裏の「中国」をすぐ連想してしまう。各県が合同で検討して名称を変更すべきだ。(同文、文科省、総務省、国土地理院、広島県、山口県、島根県、岡山県、、鳥取県に送信)。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
2	<p>1. 本件改正案第22条の4第1項は、「証する情報」の提供を電磁的記録により行うことができることとしています。しかし、本件の「証する情報」は、登記手続の際の証拠となる重要なものです。したがって、「証する情報」を電磁的記録によって提供する場合は、容易に改ざん、偽造等ができないような方法で行わなければならないこととするべきだと思います。</p> <p>2. また、同条第2項は、「書面の様式」について定めるだけで、電磁的記録の場合の様式について一切触れておらず、妥当でないと思えます。したがって、書面ではなく電磁的記録である場合の様式がどうなるかを明示するべきだと思います。</p> <p>3. 更に、前記のように「証する情報」が重要であることから、書面でこれを提供する場合は、市町村長名の記載に加えて押印しなければならないこととするべきだと思います。</p>	<p>1及び2「証する情報」の電磁的記録による提供は、不動産登記の電子申請に対応した地方自治法第260条の38第4項の趣旨を踏まえたものですが、当該提供については、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)にて必要な読替を行うことを想定しています。これを明確化するため、省令案において所要の規定の整備を行うこととします。</p> <p>3 市町村長が作成する文書の押印については原則として各市町村の判断で行うものであり、押印を義務づける必要は無いと考えています。</p>
3	<p>・第22条の2第1項第4号に規定する「その他地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料」は、具体的にどのような資料を指すのか？</p> <p>・また、第22条の2第2項に定める「当該申請を相当と認めるとき」について、何をもちて相当と認めるのか？相当と確認できる内容なのか？</p> <p>以上のことについて、明確な基準又は、運用方針を改正と併せてお示し頂きたい。</p>	<p>・どのような資料が「疎明するに足りる資料」であるかについては、各市町村において個々の実情に応じてご判断いただくものと考えています。</p> <p>・申請を相当と認めるときについては、市町村長が、認可地縁団体から提出された資料が法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料であると判断した場合を想定しています。</p> <p>なお、各市町村長のご判断の参考となると考えられる事項については通知にてお示しする予定です。</p>
4	<p>1 地方自治法 第260条の38 第1項第4号</p> <p>○申請を行う認可地縁団体が、提出する資料について</p> <p>・「当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。」を疎明する資料とは、どういった資料を相手に求めますか。また、疎明に足りる基準についても明確にしてください。</p> <p>2 地方自治法施行規則 第22条の3関係</p> <p>○異議申出書様式について</p> <p>・申出書の添付書類の「その他の市町村長が必要と認める書類」とはどんな書類を想定していますか。</p> <p>3 地方自治法施行規則 第22条の5関係</p> <p>○公告結果の通知書様式について</p> <p>・申請者に異議を申し出た方の住所・氏名を通知する必要はありますか。また、その根拠があれば教えてください。</p>	<p>1 基本的には各市町村において個々の実情に応じてご判断いただくものと考えていますが、各市町村長のご判断の参考となると考えられる事項について通知にてお示しする予定です。</p> <p>2 異議を述べた者が登記関係者等であること等を確認するための書類として、戸籍謄本等や申請不動産の所有を疎明する資料等を想定しています。</p> <p>3 法第260条の38第5項においてその旨及びその内容を通知するものとしていることから、異議を述べようとする者から提出された別記申出書様式に記載された事項を通知することを想定しています。</p>
5	<p>第二十二條の二第一項第四号で「その他地方自治法第二百六十條の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料」とありますが、地方自治法二百六十條の三十八第一項第四号の「当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。」を「疎明するに足る資料」とはどのような資料を指すのか具体的に例をあげて示してほしい。</p> <p>ア)登記名義人の所在やその相続人が誰であってどこに居住しているのかを把握するには戸籍関係資料の閲覧が欠かせないが、個人情報保護上、戸籍関係資料の閲覧等は規制されているため、認可地縁団体の代表者がが登記関係者の所在を把握することは事実上不可能です。この場合に「全部または一部の所在が知れないこと」をどの程度までの調査を以て疎明するに足ると判断されるのかの基準を示してほしい。</p> <p>イ)また、市町村長が当該疎明資料の内容について審査や確認を行うのかどうか、行うのであればその方法について示してほしい。</p> <p>ウ)仮に市町村長が申請書類について審査・調査を行うとしたとき、その結果、登記関係者の所在を知り得た場合に、当該事実の取り扱いを含めて、申請の取り扱いを示してほしい。</p>	<p>基本的には各市町村において個々の実情に応じてご判断いただくものと考えていますが、各市町村長のご判断の参考となると考えられる事項については通知にてお示しする予定です。</p> <p>ア)について、登記名義人等の所在確認は原則として住所により行うことを想定しており、本件については住民票又は戸籍の附票の写しの交付(住民基本台帳法第12条の3、第20条)により対応可能と考えています。</p> <p>イ)について、公告の申請を受けた市町村長は当該申請を相当と認めるときに公告を行う(法第260条の38第2項)ため、当該申請が相当と認められるかについて、認可地縁団体から提出された資料を確認することとなります。</p> <p>ウ)について、市町村長は、審査・調査を行った結果登記関係者等の所在を知った場合には、認可地縁団体からの申請を相当と認めるかについて当該事実を踏まえて判断することになることから、当該申請は地方自治法第260条の38第1項に規定する当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れない場合とはいえないと考えます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>1 疎明の程度について 地方自治法の改正によって公告して異議申出がなければ認可地縁団体は保存登記または単独で移転登記手続ができるようになりますが、公告したとしても市民は掲示板や公報を見ることがほばないため、申請が認められた時点で事実上登記手続できることが決まると思われます。</p> <p>このため、当該手続の申請要件充足の有無は重要な要素といえ、明確な基準をもって判断される必要があります。</p> <p>この点、申請に際しては省令第22条の2第4号により「地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料」の提出が必要とされているところ、「疎明」とは一応確からしいとの心証に達せしめる程度の証明行為と一般に考えられていますが、「一応確からしい」といえるか否かの判断は容易ではありません。また、その判断を自治体の職員が行うため、自治体によって判断に差が出るのが予想されます。</p> <p>よって、判断基準を明示するか、少なくとも行政実例等での程度の資料があれば疎明されたといえるかを示す必要があると考えます。</p> <p>2 地方自治法260条の38第1項各号の疎明に関する個々の疑問について (1) 2号の疎明について 一定期間の占有継続、自主占有および占有の平穩・公然性については、民法では推定規定(民法第186条)があるため時効取得等を主張する場合には立証の必要性はありませんが、当該手続では疎明資料の提出が必要とされているため推定されず一応確からしいといえる程度の証明をする必要があるものと理解します。</p> <p>6 では、例えば団体の総会において構成員の記憶のみで上記要件の充足を確認した旨の議事録を提出した場合には疎明されたと言えるのでしょうか。</p> <p>上記要件の有無について、民法では占有者の主観ではなく外形的・客観的に判断するのが判例の傾向であるところ、同じように判断するとすれば当該議事録のみでは一応確からしいという程度に至らないと思われませんが、この程度でも可とするのでしょうか。</p> <p>(2) 3号の疎明について 登記時の地縁団体の構成員名簿のようなものがあれば問題ありませんが、数十年前ともなればそのような資料が現存しない場合も少なくないと思われ、その場合はどのようにして疎明するのでしょうか。</p> <p>4号で登記関係者の所在が知れないことも要件とされているため、表題部所有者又は登記名義人が構成員であったかを直接確認することはできないはずであり、それらの者のことを知る人が既に死亡されていることもありえます。</p> <p>また、仮に知る人がいたとしてもその人の証言のみで一応確からしいとまでいえるのでしょうか。</p> <p>第2 省令第22条の3第1項第3号の「申請不動産の所有権を有することを疎明する者」について 異議申出の主体として「申請不動産の所有権を有することを疎明する者」が含まれていますが、これについてもどのような基準で疎明されたと判断するかを示す必要があると考えます。</p>	<p>第1について、どのような資料が疎明するに足りる資料と言えるかについてはそれぞれの事例により異なるため、各市町村長において個々の実情を踏まえて適切にご判断いただくものと考えています。</p> <p>第2について、異議を述べようとする者が「申請不動産の所有権を有することを疎明する者」であるかについても、当該者が提出した資料に基づき、個々の実情を踏まえて適切にご判断いただくものであると考えています。</p> <p>なお、各市町村長のご判断の参考となると考えられる事項については通知にてお示しする予定です。</p>